平成２１年（フ）第１９６号
神戸市西区玉津町上池296－１－５－301
債務者　門前　玉子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730　県住14―503
債務者　横山由美子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
兵庫県明石市大久保町大久保町379
債務者　多田羅勝巳
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
神戸市西区伊川谷町有瀬804―107、旧住所兵庫県明石市大久保町西脇360―３
債務者　三好　綾子（旧姓石井・阪本）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
兵庫県明石市魚住町清水530番地の４　リベール明石魚住Ⅳ406号
債務者　浦田　典子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
兵庫県明石市松の内１丁目９―16―201
債務者　中尾　純子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
兵庫県朝来市和田山町枚田岡723番地１
債務者　中川　光博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
兵庫県洲本市炬口２丁目12番３号、前住所神戸市灘区高徳町６丁目３番５―401号
債務者　貴島　孝誠
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１号
福島県双葉郡大熊町大字小良浜字高平393番地
債務者　佐藤　　真
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１０２号
福島県双葉郡大熊町大字小良浜字高平393番地
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３２１号
千葉県野田市木間ヶ瀬1003番地１
債務者　川南　篤子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３５４号
千葉県野田市野田480番地
債務者　中村　咲子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３６３号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目９番70号　マックハイツ鎌ヶ谷112号
債務者　平岡　正則
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３７８号
千葉県流山市南流山７丁目３番地の３中村マンション103
債務者　熊澤　直昭
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３８８号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷１丁目５番11号
債務者　佐藤　良平
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９４号
千葉県柏市藤心１丁目18番13号
債務者　福岡　美香
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３９８号
千葉県松戸市新松戸南２丁目139番地コーポハイブリッチ105号
債務者　白石玲雄成
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３９号
北九州市小倉北区明和町１番23―702号
債務者　吉田順子こと　朴　　順玉
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部